



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.49

発行：東濃西部広域行政事務組合

## ワンクリック請求・架空請求

窓口で受ける相談で、一番多い相談内容は、ワンクリック請求や架空請求です。「お金を支払う」ことを悪質業者は言葉巧みに強要します。その際、コンビニ払いの仕組みを悪用する事例が発生しています。消費者が相手に連絡をすると、コンビニでお金を支払うようせかされます。コンビニの端末を操作させ、レジでお金を支払わせるという手口です。様々な支払いに利用できるコンビニ払いの複雑な仕組みを悪用するので、消費者がどこに何のお金を払ったか理解していないケースも多く、被害を食い止めることが困難です。ワンクリック請求・架空請求の対処法は、相手に連絡しない、お金を支払わないことです。不安に思ったり、トラブルにあった場合は、すぐ相談してください。



ほんとーに  
こんな相談ありました



「雨どいの掃除を3000円でやります」という電話が、この頃頻繁にかかってくる。会社名を検索してみると、以前行政処分を受けた会社が、名前を変えてリフォーム工事をやっているらしい。

低価格で雨どいの掃除を請け負い、作業後に「瓦がずれている。早く直さないと雨漏りするかもしれない」などといい、高額な屋根のリフォーム工事を契約させるという「点検商法」にご注意ください。雨漏りするかもと言われると焦ってしまいますが、その場ですぐに契約することなく、じっくり考え、周りの人にも相談しましょう。相見積をとることも有効です。

## 10月の相談件

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■	15件
訪問販売	■■■■■	7件
訪問購入	■■■	4件
通信販売	■■■■■■■■■	35件
連鎖販売	0	0件
電話勧誘	■■■■	5件
送り付け商法	0	0件
無店舗販売	0	0件
不明・無関係	■■■■	5件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業